

令和 6 年第 4 回江差町議会臨時会資料

資料 1 : 開陽丸記念館展示リニューアル基本設計の概要【議案第 1 号関係】	… P	1
資料 2 : 開陽丸記念館外装改修基本設計の概要【議案第 1 号関係】	… P	3
資料 3 : 陣屋町「小平沢地区」テレビ難視聴対策工事の概要【議案第 1 号関係】	… P	5
資料 4 : 令和 6 年度低所得世帯価格高騰支援給付金事業の概要【議案第 1 号関係】	… P	7
資料 5 : 定額減税調整給付金事業の概要【議案第 1 号関係】	… P	9

開陽丸青少年センター補助金

開陽丸記念館展示リニューアル基本設計

1. 業務の目的

本業務は、開陽丸記念館の展示リニューアルに向けた展示設計に係る業務を行うものとする。なお、業務に際しては開陽丸記念館展示リニューアル基本計画（令和6年3月）を踏まえて進めることとする。

2. 業務の内容

- (1) 計画準備 ※現況図（平面図・断面図・天井伏図、計8枚程度）のCAD化等
- (2) 全体構成とデザインコンセプトの検討
- (3) ゾーニング及び動線計画の検討
- (4) レイアウト及び演出手法・展示用什器等の検討
- (5) 展示基本設計図及び設計説明書の作成
- (6) イメージ図の作成
- (7) 展示製作概算費用の算出

3. 成果品

展示リニューアル基本設計図・報告書作成

展示リニューアル基本設計説明書（イメージ図・概算費用等）を策定し、発注図書作成（実施設計）のベースとなる基本設計図及び報告書を作成する。

事業費：4, 510千円（全額一般財源）

開陽丸青少年センター補助金

開陽丸記念館外装改修基本設計

1. 業務の目的

開陽丸記念館は完成後30年を経た令和3年度に「劣化状況調査」を実施し、その中でマスト鋼材肉厚が50%程度となっている部分があること等も検出されていたが、それから約2年を経た令和5年12月にはフォアマスト・トップゲルンヤードが強風により折損するという事象が発生している。

令和6年4月に実施した同箇所撤去工事における調査では、マスト上部に大きな腐食欠損があることも確認されており、施設改修方針の計画策定が急務である。

本業務はこれらの状況を踏まえ、開陽丸改修の工法・工期・工事費などの具体的計画策定を目的とする。

2. 業務の内容

(1) 改修項目の整理

船体構造・仕上、甲板艤装、内部設備など、改修を要する項目の整理を行う。

(2) 改修工法の検討

艤装に関して、現施設は船舶・帆船の規格で建造されているが、施工者は既に帆船事業分野を廃止しているなど、船舶・帆船技術での改修が困難と思われるところがある。

既存の帆船・船舶技術規格での改修実施可能性の他、建築規格での施設改修も含めての工法を検討する。また、本来の開陽丸と忠実に表現されている索類についても、どの程度の修復・復元とするかについても併せて検討する。改修工法については、可能な範囲で施設を供用しながらのものとなることも検討項目とする。

3. 成果品

改修基本設計図・報告書作成

改修工事発注図書作成(実施設計)のベースとなる基本設計図及び報告書を作成する。

事業費：11,330千円（全額一般財源）

陣屋町「小平沢地区」テレビ難視聴対策工事資料

年度	令和6年度		
担当課係名	総務課防災生活係	事業年度	令和6年度
事業名	陣屋町「小平沢地区」テレビ難視聴対策工事		
予算区分	一般会計	予算科目	総務費・総務管理費・住民運動対策費

◆事業の概要（施設の概要、計画など）

陣屋町「小平沢地区」は、平成初期に振興局共聴放送機器を共用し難視聴対策を実施。また、平成23年に地上デジタル放送受信障害の対応として受信施設を一部改修。設置後、約35年が経過し受信施設の経年劣化による地上デジタル放送受信状況が不安定となり小平沢地区住民より受信状況の改善に関して要望があった。

このため、本年2月29日に受信施設の事前調査を実施。調査の結果、地上デジタル放送の受信状況が不安定であり、受信感度の安定性を確保するため受信アンテナを新設し、併せて経年劣化している既設の通信ケーブルを更新する必要があることが判明。

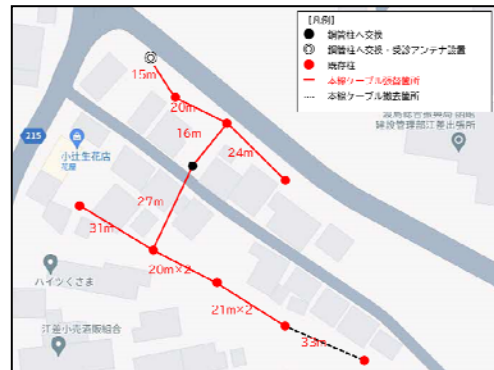
このため、地上デジタル放送の複数のチャンネルが視聴不可、また一部のチャンネルではノイズが入るなど正常に視聴できる環境にないことから難視聴対策が必要であり、地域住民の情報収集手段、防災減災、生活の安全性を確保するための難視聴対策を図る。

2 工事費 5,394千円

3 工事内容 (1) アンテナ新設工事一式
(2) 通信ケーブル取替一式
(3) 鋼管柱設置工事一式
(4) 撤去工事一式

4 工事時期 令和6年8月から令和6年12月末まで

5 工事箇所



◆予算情報

事業費	年度	事業費	財源内訳					備考
			国庫	道	町債	その他	一般財源	
	R6	5,394					5,394	
	R7							
	R8							
	R9							
	R10							
	計	5,394					5,394	

令和6年度低所得世帯価格高騰支援給付金事業の概要

※補正額 18,110 千円※

財源：全額国庫補助金（10/10）

【事業費】 18,000 千円

（令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）

【事務費】 110 千円

（需用費 30 千円、役務費 80 千円、扶助費 18,000 千円）

1. 事業目的

国の総合経済対策における物価高騰対策として、令和5年度住民税所得割課税世帯で、令和6年度、新たに住民税非課税又は均等割のみ課税世帯となった世帯の世帯主に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う。

また、低所得世帯（非課税世帯及び均等割のみ課税世帯）でも特に負担感の大きい子育て世帯（平成18年4月2日以降生れのこどもを養育する世帯）に対し、上乗せ支給をすることで家計負担の軽減を図る。

2. 給付対象及び給付額

- ・令和6年度分の住民税非課税世帯又は住民税非課税者と均等割のみ課税者で構成される世帯の世帯主（住民税均等割課税者の被扶養者のみからなる世帯を除く）。

1世帯につき10万円×170世帯

- ・対象世帯で養育される18歳以下のこども

1人につき5万円×20人

※令和5年度低所得世帯価格高騰支援給付金の対象世帯は、本給付金の対象外

3. 給付時期

令和6年8月下旬から給付開始予定（対象者には、8月中に案内文書を送付）

令和6年12月末までに給付完了予定

4. 基準日

令和6年1月1日（江差町に住民登録の基準日）

令和6年6月3日（給付額算定の事務処理基準日）

定額減税調整給付金事業の概要

≪補正額 49,058 千円≫

財源：全額国庫補助金（10/10）

【事業費】48,000 千円

（令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）

【事務費】1,058 千円

（会計年度任用職員給料163千円、職員手当2千円、共済費24千円

需用費329千円、役務費540千円、扶助費48,000千円）

1. 事業目的

令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税において実施される定額減税で減税しきれないと見込まれる方に対して、減税しきれない額を1万円単位に切り上げて調整給付金を給付するもの。

2. 給付対象

令和6年分所得税又は令和6年度分個人住民税所得割の少なくとも一方を納めている方のうち、納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方。

（但し、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方を除く）

【定額減税可能額】

- ・所得税分 3万円×減税対象人員（納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族の合計）
- ・個人住民税所得割額分 1万円×減税対象人員（同上）

3. 給付額の計算例

《例1》一人暮らしで所得税1万円・住民税所得割2万円（減税前）の場合

⇒・所得税（3万円）から1万円減税⇒減税しきれない額 2万円

・住民税（1万円）から1万円減税⇒減税しきれない額 なし

⇒減税しきれない所得税分の2万円が、調整給付金として給付されます。

《例2》4人家族で、うち1人が所得税3万円・住民税所得割2万円（減税前）の場合

⇒・所得税（3万円×4人＝12万円）から3万円減税⇒減税しきれない額 9万円

・住民税（1万円×4人＝4万円）から2万円減税⇒減税しきれない額 2万円

⇒減税しきれない所得税分の9万円と住民税分の2万円を合算した11万円が、調整給付金として給付されます。

《例3》2人家族で、うち1人が所得税1万4千円・住民税所得割8千円（減税前）の場合

⇒・所得税（3万円×2人＝6万円）から1万4千円減税⇒減税しきれない額 4万6千円

・住民税（1万円×2人＝2万円）から8千円減税⇒減税しきれない額 1万2千円

⇒減税しきれない所得税分の4万6千円と住民税分の1万2千円を合算した5万8千円を1万円単位に切り上げた6万円が、調整給付金として給付されます。

4. 給付時期

令和6年8月下旬から給付開始予定（対象者には、8月中に案内文書を送付）

令和6年12月末までに給付完了予定

5. 基準日

令和6年1月1日（江差町に住民登録の基準日）

令和6年6月3日（給付額算定の事務処理基準日）